



医療機器を安心・安全にご使用い

ご存知ですか?

医療機器の保守点検は、医療法に定められています。

医療機器の保守点検は医療機関の責務であり、自ら適切に実施しなければならないと定められています。

(平成17年12月22日 厚生労働省医政局長通知 医政発第1222001号/平成30年6月12日 厚生労働省医政局経済課長通知) 医政経発0612第1号

クリーントップKD-1は、「特定保守管理医療機器」です。

特定保守管理医療機器は、医療機器のうち保守点検、修理その他の管理に専門的な知識及び 技能を必要とすることから、その適正な管理が行われなければ疾病の診断、治療又は予防に 重大な影響を与えるおそれがあるものとして、医薬品医療機器等法第2条第8項に規定されて います。

> 特定保守管理医療機器とは、所有者である医療機関が、 適切に保守点検をしなくてはいけない医療機器です。



しかし、保守点検には特殊な知識と技能が必要になり、医療機関だけでの対応が困難なケースもあるため、**保守点検の業務委託**が認められております。

(医療法第15条の3第2項/医療法施行令第4条の7/医政発第1222001号/医政経発第1222001号)

医療法で求められている保守点検業務とは?

- ●医療機器を安全に使用するための医療機器安全管理 責任者を置く。
- ●保守点検は、すべての医療機器について実施されるべきものである。
 - ※特定保守管理医療機器は必須。
- ●使用機器の添付文書ならびに取扱説明書に記載されている保守点検に関する事項を参照し実施すること。
- ●医療機器の安全使用のための研修を実施すること。
- ●日常点検(使用前点検、使用後点検)を実施すること。
- ●定期点検は、計画的に実施すること。
- ●点検記録を残すこと。
- ●不具合事項や修理内容の履歴を記録管理すること。

定期点検はカイゲンファーマまたはカイゲンファーマ指定業者が責任をもって実施します。

定期点検契約の概要

訪問点検

1年に1回、専門のメンテナンス担当者が定期点検にお伺いします。 定期点検によって、故障の発生を軽減することができます。

緊急時の対応

万一の故障に対して、迅速な対応を行います。 定期点検時の履歴を元にスムーズ に対応することができます。

代替器の貸出

現地対応できない故障に対しては代替器を貸出し、日常の検査にご不便をお掛けしないように対応いたします。(未契約の場合:5万円)

ただくために

■ 1年目からのご契約をお勧めします。

ご購入から1年間は、メーカー保証期間ですが、1年目から「定期点検」にご契約いただく事で、医療法で定められている医療機器の保守点検を当社が行います。

1 年目	2年目	3年目	4年目	5年目以降		
無償保証期間	定期点検契約期間					

※お客様の過失による故障、天災などによって発生した不具合に関しては、保証対象外となります。

納入後5年 経過した機械については、所定のオーバーホール(有償)後の加入になります。

●定期点検契約(Aタイプ)

- 定期点検契約(Aタイプ)は、1年間12万円。
- 定期点検契約(Aタイプ)をいただいているお得意様につきましては、

技術料 訪問基本料 基本点検料 定期点検交換部品代 交通費 代替器の貸出料 は不要です。

訪問基本料は、通常時間内(9:00~17:00)は不要となります(離島・沖縄除く)。 ※但し、土曜、日曜、祝日、年末年始、弊社休業日及び17時以降の場合は、別途時間外料金を請求させていただきます。

■ 長期消耗部品代は、別途料金を申し受けます。

(消耗部品例)

定期点検交換部品(無償)	パッキン、ジャバラ等のゴム部品、	給水フィルター、チェックバルブ等
長期消耗部品(有償)	残留塩素センサー(138,000円) 電極板一対(60,280円)	PH/ORPセンサー (107,800円) イオン交換膜 (59,400円) 等

※価格は2022年12月現在

②定期点検契約(Bタイプ)

■ 定期点検契約(Bタイプ)は、1年間18万円。

Aタイプと同内容で上記有償部品代も無償となります。

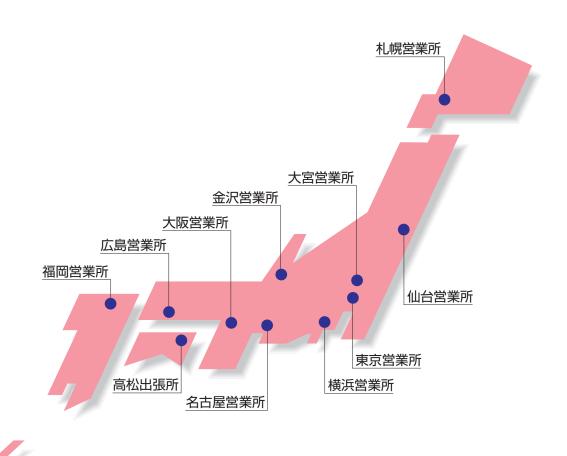
※工場修理・オーバーホール等は別途料金が必要となります。

参考までに 未契約の場合の点検には、下記の料金がかかります。

技術料 35,000円 訪問基本料・交通費(出張費用含む) 30,000円 基本点検料・定期点検交換部品代 65,000円

※技術料は、クリーントップKD-1の定期 点検を通常時間内で2時間30分要し た場合を掲載[30分 7,000円×5]

※通常時間外の場合は、別途時間外料金を請求させていただきます。



定期点検契約のお問い合わせは、下記の各営業所まで で一報いただければ、ご説明に参ります。

札幌営業所	〒065-0024	札幌市東区北24条東3-3-7	TEL.011-742-1960代	FAX.011-742-1971
仙台営業所	〒984-0003	仙台市若林区六丁の目北町16-1	TEL.022-288-6771代	FAX.022-288-0097
大宮営業所	〒337-0008	さいたま市見沼区春岡1-6-5	TEL.048-686-0711代	FAX.048-686-0558
東京営業所	〒130-0011	東京都墨田区石原4-25-14	TEL.03-5819-2800代	FAX.03-5819-2801
横浜営業所	〒223-0059	横浜市港北区北新横浜1-2-5 JOY·FORA 102号室	TEL.045-872-4251代	FAX.045-872-4252
名古屋営業所	₹466-0832	名古屋市昭和区駒方町1-7 オーガスタビル1F	TEL.052-834-1011代	FAX.052-834-2806
金沢営業所	〒920-0364	金沢市松島2-28	TEL.076-240-2178代	FAX.076-240-2375
大阪営業所	〒541-0045	大阪市中央区道修町2-5-14-6F	TEL.06-7167-8778代	FAX.06-7167-8784
広島営業所	〒733-0823	広島市西区庚午南1-32-23	TEL.082-273-8801代	FAX.082-273-8228
高松出張所	〒761-8075	高松市多肥下町1509-15	TEL.087-864-6711代	FAX.087-864-6811
福岡営業所	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東2-9-7	TEL.092-441-0832代)	FAX.092-451-5237